

「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から
働き方改革関連法が順次施行されます

Point
1

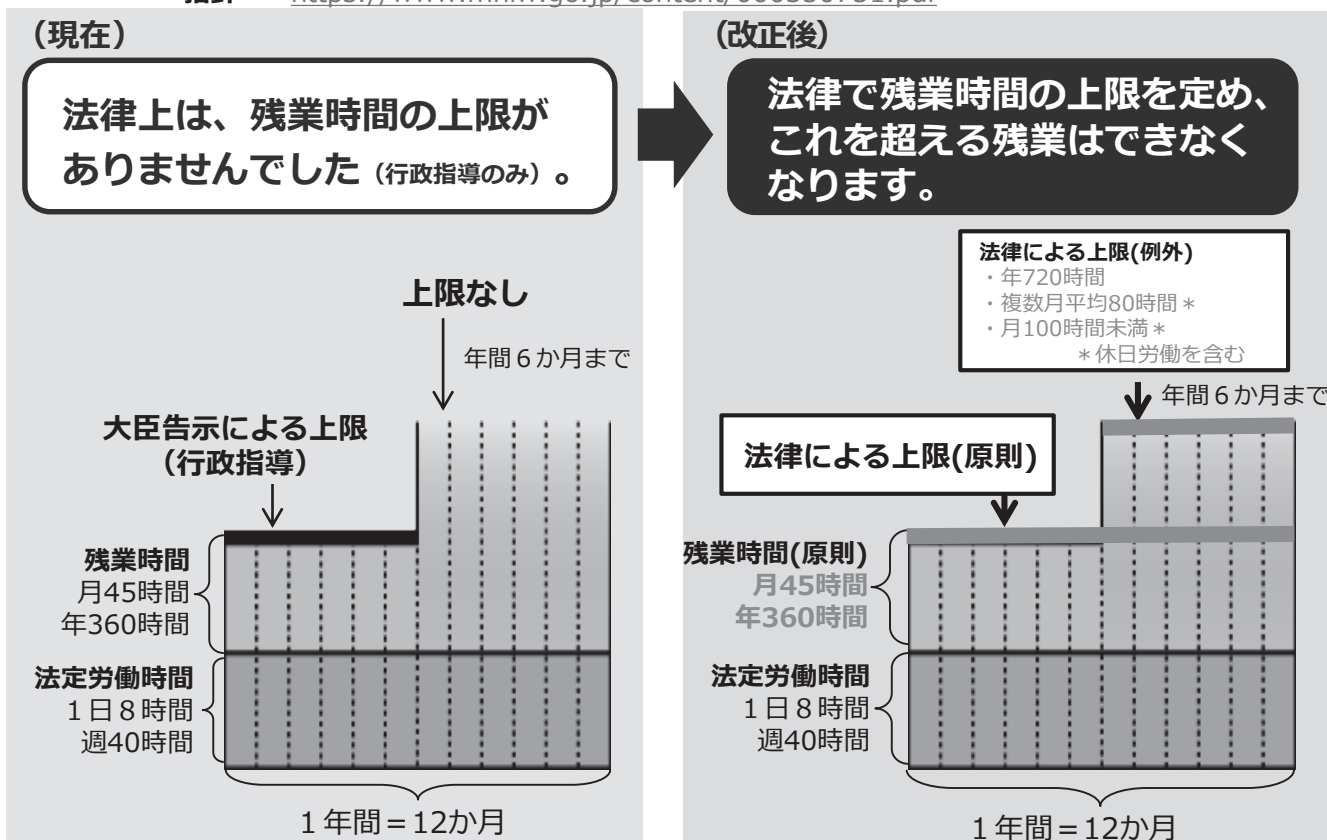
施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限規制が導入されます!

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも**年720時間、単月100時間未満**（休日労働含む）、
複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

※36協定の記載例と指針に関する資料を厚生労働省HPにアップしましたので、参照ください。

- 記載例 <https://www.mhlw.go.jp/content/000350328.pdf>
- <https://www.mhlw.go.jp/content/000350329.pdf> (特別条項)
- 指針 <https://www.mhlw.go.jp/content/000350731.pdf>



- ◎ 残業時間の上限は、**原則として月45時間・年360時間**とし、臨時的な特別な事情がなければこれを超えることはできません。（月45時間は、**1日当たり2時間程度**の残業に相当します。）
- ◎ **臨時的な特別な事情**があつて労使が合意する場合でも、
 - ・年720時間以内
 - ・複数月平均80時間以内（休日労働を含む）
 - ・月100時間未満（休日労働を含む）
 を超えることはできません。
 （月80時間は、**1日当たり4時間程度**の残業に相当します。）
 また、原則である月45時間を超えることができるのは**年間6か月まで**です。
- ◎ 時間外労働を行うには、各事業場の労使で、上記の時間の範囲内で、時間外労働の上限を協定（36協定）し、所轄労働基準監督署に届け出ていただくことが必要です。
- ◎ 36協定を締結する労使当事者は「指針」に定める事項に留意してください。